

東京都議会における政治倫理条例の検討について

2025 年 5 月 9 日

新時代の八王子 東京都議会議員

滝田やすひこ

新時代の八王子、滝田やすひこです。当、政治倫理条例検討委員会において少数会派・無所属の議員の意見聴取の機会を設けて頂きましたので、発言をいたします。

いま、東京都議会にいる私たちは、恥を知るべきです。

都議会自民党による組織的な裏金づくり、不記載という重大な不正が明るみに出たにもかかわらず、いまだ、その意図や経緯は明らかとされず、また作られた裏金が実際に何に使われてきたのか、何に使われようとしてきたのか、明らかとなっていません。帳簿上の修正で、政治活動に使いましたとすれば済む問題ではありません。

本件は、「不記載」、という言葉の意味する事務処理上の誤りではなく、意図的・組織的に都民の目から逃れ、政治資金規正法の趣旨を踏みにじる行為が、会派ぐるみで行われていた「裏金づくり」であった疑いが濃厚です。

私たちはいま、都民の信頼を根本から失う危機に直面しています。それでもなお、政倫審:「政治倫理審査会」は開かれず、全容解明に近づくプロセスを経ずに、幕引きが図られようとしている。この状況を変えなければ、都議会は政策論戦をする言論の府ではなく、不正の温床と見なされるでしょう。

なぜ、これまで東京都議会には政治倫理条例がなかったのか。私が 8 年前に初めて都議会議員選挙に出た際には、所属していた政党の公約として、政治倫理条例の制定や不当口利きの禁止も議会改革として掲げられていました。しかしながらその後も、なぜか、実現しませんでした。

すでに問題があるとわかっていたにも関わらず都議会は蓋をしてきた。そうした不作為の積み重ねが、この状況を生んでいます。

私たちは、この条例制定を単なる形式で終わらせてはなりません。透明性を原則とし、審査には市民の声も反映させ、関係者すべてがしっかりと説明責任を負う形としなければなりません。

政治資金の「入り口」、特に政治資金パーティーの不正について再発を防ぐ規定は、条例にも明記すべきです。そして、何より、今回の自民党の裏金問題については、条例制定後に政倫審を開くことができるように附則に明記し、その責任を果たすことを、この条例の第一歩とすべきです。

今回の条例制定は、過去の行為を不問にするための幕引きではなく、むしろ出発点です。都民に信頼される議会を取り戻すため、法令違反だけでなく道義的責任にも真正面から向き合う、実効性ある条例を作り上げて参りましょう。

そうした考え方に基づいて、以下では条例案の個別項目について見解を申し上げます。委員長から提示されている条例たたき台の構成に沿って進めます。

1. 条例前文

今後、時を経て、議会の構成員が変わっても今回の都議会の反省点が風化することがないように、条例前文において、本条例の制定に至った背景について明記すべき。具体的には、都議会自民党によるいわゆる「裏金問題」が発覚したことを契機に、議員の説明責任や政治資金の透明性を高める必要性が顕在化したことを記載すべきです。

2. 第一条

条例の目的については、委員長案の通りで良いかと存じます。

3. 第二条

議員の責務について、第三号には「虚偽なく、真摯かつ誠実に事実を解明し」となるよう「虚偽なく」との文言を追記されるよう求めます。

4. 第三条

政治倫理基準について、今回の条例制定の直接の経緯である、政治資金の観点
は、特に具体的に明記して再発防止を図る必要があります。

この点について、委員会資料によると、すでに都民ファーストの会さんがかなり具体的
にかつ厳しく意見を附されており、そちらの内容に基本的に賛同します。

その中でも特に、「政治資金の管理について議員本人の責任を明記することで、会
計責任者や事務方に責任逃れすることのないようにすること」、および、「刑事罰に至
らない場合にも政治的・道義的な責任を負うとすること」の2点が極めて重要であり、
条例に明記するよう求めます。

加えて、議員本人の政治資金だけではなく、関係する政治団体や都議団・都連の政
治資金の管理についても本条例に定め、同様の倫理観・規律・責任を求めるべきで
す。

尚、行政職員に対する規定については、原文のとおり、行政の公正性を担保するよ
う求める文言は必要ですが、都民の代表として行政を厳しくチェックするという議員・
議会の本分が委縮してしまうことがないように留意する必要があります。

5. 第四条・第五条・第六条

政治倫理審査の制度設計については、以下まとめて意見します。

審査の請求は、議員定数の三分の一以上かつ複数会派からとすべきです。また、
一定の数の署名などを要件に、都民による直接の審査請求制度を設けるべきです。
ただし、条例制定を優先し、都民による請求について制度設計の細則は、来期に別
途定めるとしても構いません。

法令以上の高い倫理観について自律的に取り組んでいくことになるため、審査会
の構成員は基本的に市民の負託を得ている議会議員によって構成されるべきです。
それに加えて、第三者的視点の導入として、有識者を数名委員として組み込むべき
です。

委員数は20名から25名程度として、少数会派や無所属議員もできる限り参加で
きる規模とするべきです。

審査対象の議員が所属する会派、または事案発生時に所属していた会派からは、
委員長を出せないように、規定すべきです。

6. 第七条

政治倫理審査会の運営について、以下の通り意見します。

基本的には委員長提示の条例案の内容に賛同します。特に、審査会は都民への透明性ある説明責任を果たす場でもあることから、「原則公開」で行う必要があります。その点は必ず条例に明記することを求めます。常任委員会・特別委員会と同様にネット中継も行うべきです。

ただし、「審査会における(打合会ではなく)出席委員の三分の二以上の賛成により、一部分を非公開とする」限定的な例外規定を設けることは構いません。

打合会は非公開であることを容認しますが、「議論された内容の経緯と結果について、要旨を全議員に遅滞なく共有すること」を条例に明記することを求めます。

審査の請求対象は、「議員および元議員」とし、任期切れや辞職等により事実究明や説明責任が果たせないということが無いようにすべきです。また、都議団など組織的関与が疑われる場合には、代表者や事務方だけに責任が転嫁されないよう、原則として関係する全議員を審査対象とする旨を条例に規定すべきです。

第7号について、審査に必要な聴取は、関係者に対して十分に行えるように、対象を、議員・有識者に限定するのではなく、加えて、「元議員および関係する市民・企業・団体・行政職員・会派職員、等」に対する出席を求めることができるように規定すべきです。

第9号について、審査の対象となった議員・元議員について、弁明の権利については十分に保障し、公正な審査が行われる必要があります。軽微な変更ですが、その点に留意し、「審査会に対し口頭又は文書により、十分な弁明の機会を確保することができる」と変更することを提案します。

7. 第八条から第十一条

審査結果の取り扱いについては、委員長案の通りで良いかと存じます。

8. 第十二条および附則

条例に定めのない細則等については、議長一任ではなく、「政治倫理審査会において別に定める」とすべきです。

附則には、見直し条項を明記すべきですが、今回改選前の性急な制定であることを踏まえ、条例施行後４年以内に必ず見直しを行うことを明記すべきです。

また、今回の議論の契機となっている、自民党による裏金・不記載問題については、条例制定後の政倫審の審査対象とする旨を附則で明記すべきです。

最後に、条例文への意見ではありませんが、委員の皆さまには選挙前のお忙しいところ大変恐縮ですが、今任期中の制定が実現するよう、強く求めます。

本条例は、形式的なものではなく、失われた都民の信頼回復と政治の自浄能力を示す重要な第一歩となるものです。再発防止や説明責任を十分に果たせる枠組みとなるよう、必要な事項は曖昧な条例文言とせず、具体的に言及したものとなるよう改めて強く求めます。

また、現在の議論は改選前で多分に政治的な要素を含むと思われますので、次期任期の議員・議会による見直しを行い、ブラッシュアップすることまで条例に含めるよう重ねて申し上げます。

以上、新時代の八王子 滝田やすひこ より、政治倫理条例検討委員会に対する意見を申し上げます。委員の皆さまには、何卒ご高配のほどお願い申し上げます。